

農林水産環境政策提案会（第2回） 主な提案意見

農林水産省では、平成15年12月に決定した「農林水産環境政策の基本方針」に基づき、国民の意見を反映した政策づくりを推進することとしております。

このため、昨年度から、農林水産環境政策に関する提案等を幅広く聴取する「農林水産環境政策提案会」を開催しており、本年度からは、地方の特色ある提案を聴取するため全国の各地方農政局管内において開催することとなりました。

本年は、平成17年12月8日（木）熊本市において開催いたしました。

本提案会における提案者、提案概要及びパネルディスカッションの議事録は以下のとおりです。

農林水産環境政策提案者及パネルディスカッション参加者一覧

○ 農林水産環境政策提案者

間 司	熊本県	農業、熊本県有機農業研究会副理事長
川崎 眞志男	熊本県	農業、JAあまくさ農産部会長
池田 祥子	福岡県	消費者、エフコープ生活協同組合全県選出区常任理事
福田 俊明	佐賀県	NPO法人 伊万里はちがめプラン理事長
中坊 真	熊本県	NPO法人 九州バイオマスフォーラム事務局長

（提案順、敬称略）

○ パネルディスカッション参加者

コーディネーター

福田 晋 九州大学大学院助教授

パネリスト

農林水産環境政策提案者 5名

藤本 潔 農林水産省大臣官房環境政策課長

松井 孝之 九州農政局企画調整室長

— 提案概要 —

間 司 氏 『有機農業現場から見た農林水産業政策』

- 有機ＪＡＳ制度は、消費者の農産物を選ぶ権利の保障という面では機能しているが、消費者の権利保障のため、多大な労力を使って地域で環境保全型農業を実践している有機ＪＡＳ認証農家支援は皆無である。農林水産環境政策の基本方針の殆どの項目を実践している有機認定生産者に何らかの支援を考えてもらいたい。
- 環境保全型農業は、消費者の意識改革なしには進まない。食農教育に環境教育・食べ方の教育・リサイクル教育等の生活スタイルの教育を含め教育現場や市民団体と農業生産現場が連携して、食農教育を進めていけるシステム作りを農林水産環境政策に取り入れてもらいたい。

川崎 眞志男 氏 『本物づくりから環境善循環に向けて』

- 環境を保全することも大事だが、環境を回復する取組みが重要と考える。民間の技術や取組みがいろいろなところで進められており、民間の技術導入も積極的に取り入れた取組み支援を望む。

池田 祥子 氏 『消費者活動から見た農林水産環境政策への提案』

- 環境保全型農業を推進するには、農産物を選ぶ消費者意識の変革が必要である。消費者が農業現場・状況について学べるシステム作りが必要である。
- 家畜排せつ物について、九州では堆肥化・土壌改良材として利活用が進んでいるが、飽和状態である。新技術の導入等の新たな処理が必要である。

福田 俊明 氏 『ＮＰＯ活動から見た農林水産環境保全に向けた提案』

- 生ゴミの処理方法について、地球温暖化防止の観点・行政経費節減の観点から廃棄物としての焼却処分方法を見直し、バイオマス資源として利活用できる関連法の見直しが必要である。
- 菜の花（なたね）栽培は、農山漁村の景観保全に貢献するだけでなく、廃食油をバイオマス燃料として地域で利用することで、菜の花栽培によるＣＯ２削減とバイオマス燃料利用の健全な大気循環につながるので、菜の花栽培を奨励いただきたい。

中坊 真 氏 『農山漁村の環境保全に向けた野草の有効活用について』

- 野草の有効活用について、ヨーロッパでは日本のススキを品種改良し栽培されている。日本ではススキなどの野草は昔から牛の粗飼料として利用されている、そこでススキを種苗の品種登録を行い農産物と認めるとともに栽培や利活用面の支援を受けられるようにしてほしい。
- ストックヤードの整備について、野草・稲・牧草は、飼料としての利活用やバイオマス原料としてエネルギー利用する場合、乾燥状態を保つことが大きな条件となることから、地域に拠点となる倉庫の整備が必要と考える。

— パネルディスカッション議事録 —

福田（コーディネーター）

それでは只今から7名のパネリストで、ディスカッションを始めていきたいと思います。1時間弱と限られた時間であります。先程来の政策提案をお聞きいただいて皆様お分かりですが、環境政策という意味では幅広い話題が提案されそれをいくつか絞って収めんとするのは大変なことです。今日は5名の政策提案者の提案の意図等が皆様に伝わり、共有することが大事で、それが将来政策に反映されることとなれば最も望ましいことと思います。これから、みなさまのご意見をいただきながらディスカッションを進めていきたいと思います。

まず、先程15分程度の限られた時間で提案をいただきました。私からご提案に対する疑問とどうか補足願いたい部分もございますので、パネラーの方に補足をいただきたいと思います。

冒頭に提案いただいた間さんですが、有機農業を展開していくということで、そこに対する施策のあり方は、消費者意識の改革、消費者の食生活のあり方とかライフスタイルをしっかりと変えていかないと有機農業は広まっていかないという話をされましたが、間さんは有機認証をとってらっしゃるし、認証をしていく方でもありますが、有機認証がきちんと制度化され、特別栽培を県毎の認証をとっているところもあります。それからエコファーマーの制度もあります。こういった方々もそれぞれの団体で環境保全型農業に向けた取組みをされていると思いますし、そこに止まっているのかもしれない。間さんに補足いただきたいのはこういったエコファーマーや特裁を取り組んでいく方と有機認証を受けている方々とそのあたりの関係をどう見ておられるのか？また、同じように環境保全型農業を志向していく仲間として施策の展開がやれるのか？といったところをお伺いしたい。

間

環境保全型農業全般について広い知識を持っているわけではありませんが、熊本県のケースで話をしますと、熊本県は「有作くん」という特裁のブランド化を早くから進めましたが、結果的にはうまくいかず、今、再構築しているところです。全国では、県毎に特裁とかブランド化ができつつあります。そういう状況の中で熊本では、JAS制度ができたので特裁とかそれ以降のものは、県とか農政局で面倒見ます。有機は認証制度があるのだから別立てでノータッチ、そこでやってくださいという形できました。それが今度変わります今年ぐらいからエコファーマーや特裁も含めて熊本ではグリーン農業ということで、もう一度「有作くん」の立て直しだと思いますが、そういう政策を始めようとしています。変更点は、環境保全型農業を一括りにしてその中の一番上の段階を有機として位置付け、他も環境保全型の一環として考えることとなっています。今まで有機農業は環境保全型農業なのに振り向いてもらえなかったと感じていたのうれしいこととあります。逆に今まで「有作くん」が結果を出せなかったという、これは認証農家が感じていることと同じであると思います。エコファーマーとして、農産物を売ってみても何のメリットもない、負担があるだけ、といったメリットを実感できないことから広がらなかったのではないかと考えています。

環境保全型農業は有機だけでなく他の取組み全般がそうだと思いますので、環境保全に対し具体的目標を県などが示し、目標達成の度合いを確認するなど支援と実績と広報宣伝という一体化した施策が必要だと思います。その中で有機の占める位置は減農薬とか低農薬の技術というのは

それ自身としては進展しないと思っています。なぜ進展しているかという有機農業の技術が進展したから進展したと思っている。そういう意味で一体としてやってやるべきだし、その牽引役の有機農業について評価してバックアップしていただくような形になってくればと思います。

福田（コーディネーター）

広く環境保全型農業の最先端を行っているという位置付けがきちんとできることが望ましいという意見だったと思います。しかし、発言にあったようにエコファーマーもしかり特裁もやはり経済というところで苦戦をしているということがお分かりになったと思います。

川崎さん、ご報告の中で確認したい点として、最後の方でF資材を使った技術を水田にも使っているという話をされました、どういう利用法でどんな効果があったのか？また、海の環境再生プロジェクト川崎さんが中心になっているかとは思いますが、行政、農協・漁協と一緒に環境回復の取組みをやっているそういったプロジェクトとなった経緯についてお話を聞きたい。

川崎

水稲の取組みについては、無農薬、無化学肥料の栽培を行っていたわけですが、技術的な話として、粉消毒としてF資材の1000倍の希釈液60℃のお湯に粉を10分間浸します。その後水で冷やし、2000倍の希釈液に1週間ぐらいつけ芽出しして、その後は苗床の葉面散布に使います。その後は、最高分けつ期～収穫期までの間に3回、葉面散布として使用する。水口からも揚水をするときに流し込む使い方もあります。無農薬、無化学肥料栽培のみより元気な作物ができる実感しているとともに、5年目の取組みになりますが、その水が流れていった海にコアマモが発生し、アサリも再生してきたというように環境回復につながることを実感しています。

海のプロジェクトについては、えび養殖等で実績がありましたので関係者等に呼びかけ、F資材を使っている場所に関係者を連れて行き、効果を確認してもらって取り組むこととなりました。昔のきれいな海にしていきたいという思いは町民みんなが思っていることであり取り組みを進めてもらうことができたと思っています。

福田（コーディネーター）

地域の共有財産である海の環境回復に結集して取組みが進められたという話だったと思います。

池田さん、お話の中で「産直政策」いわゆる消費者と生産者の顔の見える関係づくりについてのお話をされていましたが、その中で、援農とかそれを通じた交流・学習の話がありました。43万人の多くの組合員さんがいらっしゃるわけですが、この取組みが、広がり、組合員さんの活動のステップアップ、意識の改善にどうつながっているのかをお伺いしたい。

池田

援農は元々産地に「産直の会」という組合員さんが組織している会があって、そこが生産者とのいろんな日常の交流を図っています。

福岡県では「福岡農業振興推進機構」という組織があります。この組織は、農業のことをもっと地域に広めようという取組みを行っています。2年前から、この機構がJAを窓口として新しい取組みの提案を行い、エフコープ、JAはその提案の具体的方策などの検討を行っています。具体的事例を紹介しますと、JAの担当とコープの産直担当の理事等で、単に農業を見たり、経

験するだけでなく、見たもの味わったものを消費者が利用できる状況を作ることが重要ということで、その取組みの促進を図ってきました。

組合員がほ場に行って、後片づけや作業のやり直しなど生産者の負担が大きいということを知り、エフコープでは、そういったことを消費者にも知ってもらうことが必要ということから、先程枝豆の話をしました。消費者が単に枝豆を収穫しておいしかったねというだけでなく、播種から収穫まで係わることのできる企画を策定した援農という形を作り上げてきました。本年は、途中台風等の被害もありましたので、後片づけや作業のやり直しなど農業の大変さも実感できたことから、より一層、農業への理解が深まり、利用も増えてきています。

また、このような中で、コープ職員についても農産物に対する知識が深まり、生産者の思いを受け止め、その結果、組合員（消費者）への商品提案についてもきちっとしたものを提案できるようになり、利用拡大につながっています。

さらに、これまで委員会の都合で平日に生産者の所に行こうという提案をしていましたが、土日の家族で参加できる日程にし、お父さんたちにも参加してもらうようにしました。

このように、家族の参加を進めることでもっと生産者のことや商品のことを知っていただき利用拡大につなげていくことができればということで、取組みを進めているところでございます。

福田（コーディネーター）

ありがとうございました。いわゆる組合員さんから世帯の中までも広がりがあったとの話だったと思います。

福田さん、NPO法人として多彩な活動を行われていますが、提案の中で、我々NPO団体だからやっているけど、実際、他の団体がやるとなると、生ゴミの処理利用について廃掃法の問題があるので、それに変わる制度をとという提案でありましたが、具体的に生ゴミだとか廃食油の問題で廃掃法ゆえに壁にぶつかるといふか、どういった点が普及しない点か、何かありましたらお話しいただきたい。

福田

NPOだからやっているということではございませんが、市民運動として生ごみの資源化に取り組むときに、難題として一般廃棄物処理清掃に関する法律があります。これは再生資源化を考慮せず、いかに「処分」「処理」をするかの法律です。そのような状況の中で、生ごみを堆肥化し、資源に変える活動を開始しようとしても廃棄物としてしか取り扱ってもらえないので、市民活動レベルではなかなか全国的に広がりません。

古くから、一般及び産業廃棄物でも、ビン類・古紙・鉄屑・古布は、「もっぱら」ごみとして許可がなくても取り扱うことができます。それと同じように生ごみも資源として取り扱いができるようにしてほしい。特にバイオマス資源として広く薄く存在する生ごみや廃食油その他有機性廃棄物を集約して効果的に活用するためには、市民団体の活動が大切な役割を負うことになります。生ごみや廃食油の再資源化は限定した上で取り扱うことができるようにしてほしいと思います。

廃食油については一般家庭から出る分は一般廃棄物であり、レストラン、旅館など業として使った廃食油は産業廃棄物となっています。生ごみは大きな病院の食堂、スーパーなどから大量に排出されるものでも一般廃棄物と分類されています。また、お金を支払えば有価物であり、全然

取り扱いが異なるなど、この辺の線引きが難しいところであります。特に廃食油を燃料に換え、資源として活用するには、消防法・廃棄物処理法とかで制約があり、規制がかかります。

このような諸々の課題をみんなで議論し、今、国が政策として推進している「食品リサイクル」「バイオマス日本総合戦略」などにより再資源化につなげればと思います。

福田（コーディネーター）

ありがとうございました。具体的な話が出て、いくぶん状況がお分かりいただけたのではないのでしょうか。その辺の制度的なものは後ほど藤本課長に伺えればと思います。

最後に中坊さん、阿蘇のエリアで具体的なバイオマス資源の仲介役としての活動もしておられるわけですが、前段の話で野草の利活用、栽培の概念を持ち出せという画期的なお話もありました。阿蘇の草原の維持管理には、野焼きをする前に延焼を防ぐための防火帯として草刈りをする「輪地切り」や、野焼きなど多大な労力を要するなど阿蘇の共有地、入り会い地あたりの人たちが管理してきたけど、それができなくなってきたという現実があるろうと思います。環境保全につながっていく、阿蘇の野草の利用のためにはこういった管理は今後とも誰かが中心となっていく必要があるが、当然地域住民が行うのかもしれませんが、その辺の展望というのはどうでしょう。

中坊

阿蘇は国立公園ですのでこれまでは環境省が草原保全の問題に係わってきました。草原のなかで改良草地の牧草を植えたところは農林水産省が係わっていました。ここは環境省、ここは農林水産省の管轄と隔たりがあって、農家の立場からいうとここに牧柵を張ると牛を放牧できて草原管理ができるときに、環境省にお願いすればいいのか、農林水産省にお願いするのか分かりません。また、環境省は草原再生シールを作成し、草原の草を使った農産品に使っています。本来は農林水産省の仕事ではないかなど、お互いの省の境界が不明確であり、どこが先頭に立っていくのかという判断が非常に難しいです。

そこで、「自然再生推進法」が15年1月に施行されていますが、その中では、自然再生のための協議会を立ち上げ、そのメンバーは公募制を採用し、再生事業に取り組むこととなっています。そもそもダム・道路・橋の問題にしても住民とすれば長期政策として決まり、いったん決まってしまうとなかなか止められない、それを市民のレベルでボトムアップで政策を提案し、政策に反映しようというのが、この法律のできた経緯であります。

このような中で最近、阿蘇において、地元の牧野組合の方々、学識経験者、NPO・各省庁の出先機関、自治体で阿蘇の牧野をどうしていくのかということを経験者の中で話し合っていく仕組みがスタートしました。これは、私たちも政策に対し参加できる場であり、良い仕組みができたと思っています。

福田（コーディネーター）

ボトムアップ型の政策参加、これは新たな環境保全につながるタイプだろうと思います。今、5名の方に補足を含め私の視点から確認したいという点にお答えいただきました。

藤本課長、5名の方から補足を含めご意見をいただきました。それぞれの方から大きな提案や中坊さんからのストックヤードなどの具体的提案をいただきましたが、現状でどう対応できるかというものもあろうかと思っています。福田さんからあったようにバイオマスリサイクルという面で

市民レベルで効果を上げるために制度の壁があるという話がありましたが、現状でどうだということとはなかなか言えないと思いますが、ご意見をお願いしたい。

藤本

いろいろご提案をいただきました点につきましてですが、まず、有機認証、特別栽培に対するかかり増し経費の支援策につきまして、基本的には、有機栽培・特別栽培ということを経営者が自ら認証してほしいということがあれば、基本的に農業にかかる一部コストは自分で負担願いたいというのが公式的見解であります。

私は、以前、環境保全型農業対策室長をしております、こういったお話は何回もお伺いし、非常に厳しいということは伺っております。特にアンケートなどでは消費者は2割高くても買います（良いことを書く消費者と私たちは言っています）が、実際の購買行動は同じ値段でないと買わない、粒が揃っていないから安い値段でしか買わない、といった行動になりがちであります。有機農業をしていて2割高くても買ってもらえるからそこで経費を出してくださいと公式的には言っているが実際はそうならないということはいろんな事例でよく聞いています。

国として個人の農業者のコストを支援するという事は特別な場合、これはどうですか、これはと行って広がって、すべての農家を支援してくださいということにどうしてもなりがちであり、そこは難しいと申し上げておきます。ただ、これまで例えばソフト支援などで少しずつJAの部会など地域でやっていこうという取組みに対し、いろんな支援策は準備しておりますので、その中からできることを見繕ってくださいとしか申し上げられません。具体的には九州農政局や県にご相談下さい。

また、消費者の方々にご理解いただくということは極めて重要なことだと思っております。池田さんからそういった話もありましたし、家畜廃せつ物の話もありました。九州では、たい肥化するだけでは処理は進まないというのは事実であります。例えば、メタン発酵してエネルギーを取り出し、発酵残さを分離して固体の部分は炭にするとか、液肥は直接農業には使いにくいので処理をし、濃縮して少なくし、少なくしたものを農業に使う、残りは河川に流せるだけの処理をして河川に流すというような全体のシステムとして技術立証をしているものがあります。全体の技術をうまく立証できれば、そういったものへはプラント等を含め支援を準備しています。

生ゴミも、古ビン類、鉄くず、古紙、古布といった、もっぱらゴミとして扱えないかという点につきまして、もっぱらゴミは、従来からそういったものを集め生業としていた人たちがいたという経緯があって、これまで生ゴミなどを生業としてやってきた人たちはいないので難しいと思います。廃掃法というのは、私たちバイオマス資源を使うものにとって邪魔な面もあります。環境省に何とかしてくれと申し上げたこともあり、ご意見はよく分かります。ただ、別の見方をすると青森・岩手の不法投棄問題は何かから起きているかということ、木くずをバイオマスだといって埋めた事から始まっています。そういう意味からいうとバイオマスに関してそれを集めてそれを利活用するとしてそれを廃掃法からはずすと良からぬ事を考える者も出てきます。福田さんみたいにみんながまっとうなことを考えているのであればいいのですが、関係者の方に怒られるかもしれませんが、ゴミの世界は難しい世界で、単純にこの人は良い人だから緩めよう、この人は悪い人だから厳しくしようということができない世界であります。バイオマスの関係は環境省にこれからも要請し続け、食品リサイクル法のときはもっとやらせてくれといえますけれど、難しい

ということをご理解いただきたい。

中坊さんからあった、ストックヤードの整備。これはバイオマスの支援は、もともとはBDFのプラントであるとか、メタン発酵プラント等の変換プラントだけしか支援をしないというのが基本的姿勢でありましたが、バイオマスの推進協議会というのがありまして、座長は東京大学総長の小宮山さんという方がやっていますが、その席で千葉県の堂本知事から「農林水産省がいろんな支援策をもっているのは分かった。変換プラントを作るにはその補助金をもってくる。そのできた農産物を売するのに道の駅を作るには別補助金を取りにこいというのもわかった。面倒だから川上から川下まで一本でできるようにしてくれ。」と3年前に要望され、昨年からできるようになりました。

今日、いろんなご要望をお伺いして、皆さんのご意見はごもっともだと思います。これを実現しようと思ってから実現するまで3年ぐらいかかりますので、長い目で見てほしいのですが、提案が実際に政策として実現する事例もごさいます。実際にバイオマスの場合、集めてくるところから最後の利用するところまで一つの交付金の中で全部やれるようさせていただきました。少し長くなりましたが、皆様からご提案のあったことについて私なりにお答えさせていただきました。

福田（コーディネーター）

ありがとうございました。具体的なものから長期的な多様な提案が出されておりました。

間さんは有機農業の生産者で、環境保全型農業の最先端を行ってらっしゃいます。環境と安全はリンクするものと思いますが、経済というところが難しい、環境保全型農業の付加価値部分に対する支払が現実として無い現状。しかしながら間さんのご発言の中に消費者意識を変える食農教育が大事だということ、池田さんも消費者の教育をきちんとやっていくことが必要だと発言があり、生産者と消費者の意見が合致するところがあります。

間さんの立場で食農教育をどう進めていったらいいのかというようなご意見、あるいはそういった面での支援があればご意見を伺いたい。

間

有機農業がなぜ定着することができたかという、経済的根拠と消費者教育としてどうやって連携していくかという話があります。

経済的根拠を話すと、「こんなものを食べたい、こういったものを作ってください。」という消費者の要望が有機農業を作ったと思っています。生産者は農業被害で悩んでいた人はいると思いますが、生産者自身が方向転換して有機農業が生まれたわけではありません。作ったものを引き受けるという消費者がいたので有機農業が始まったわけです。それで有機農業の核が全国にできて、その影響で外に向け有機農業産品が少しずつ店で扱われ、生協で扱われるようになりました。新しい環境政策をやるとすれば、消費者の食べ方をどう変えるのかということをもってこなれば絶対に変わりません。消費者が変わった分だけしか、農業政策は変えられないと言っていると思います。

具体的に我々が何をやったらいいのかという部分は、あるTV番組で、今、食生活のあり方がものすごく変わってきて、特に子供の食生活がピンチだというテーマでしたが、その中で食べ残し、選り好みをした食べ残し、一つのものしか食べないような風潮が広まっていて、外食産業、給食の残飯が出ているということを放送していました、そんな中で高知県の南国市の小学校の取

組みで、農産物を子供たちが実際に作る体験を通して、驚異的に食べ残しがなくなり、全く食べられなかった野菜など食べるようになった実例を放送していました。それが一つのヒントだと思っています。お手元の参考資料にあります生ゴミ元気な野菜作りプロジェクトというのはそういう意味で活動しています。

今、行われている食育のテーマは、食物を選ぶ能力を養うというところに重きを置いて行われようとしていますが、食農教育として行わなければ意味がないと思います。それは、環境の賜物として食べ物があり、その食べ物を食べるということは環境を自分たちの体に取り入れていることだということを子供たちはじめ消費者が理解しないと、なかなか先には進みません。つまり良い環境を作ることが良い食べ物を作ることです。そういうことを担っているのが、自分たちが食べるという行為だという自覚を作らないと食生活とか食べ物に対する価値観の変化というのは起こりません。それを実現するようなプロジェクトを早急に始めることが必要だと思います。

そのためには、現場の生産者と学校が共同してやれるプログラムを作らないとできないと思います。そのための政策を立案し、そういった取組みに対し支援をしていく体制をたててもらいたいと思っています。

福田（コーディネーター）

良い環境を作るということは、良い食べ物につながる。結局それは農業の現場に接することができるか、それは食農教育という話でありました。池田さん今のような話を聞いて消費者の立場で何かお話を。

池田

福岡では県民フォーラムができており、地域には地域フォーラムがあります。その中で聞いた話を紹介いたします。それは、ある幼稚園の園長の話でございますが、食農教育の一つとして、子供たちと一緒に野菜作りを始められ、そこで作った野菜をふんだんに使い、玄米を使ったメニューを幼稚園の給食に取り入れられたそうです。そうしましたら、その園児は風邪も引かなくなって保護者からは喜ばれているとの話をされました。しかしながら、この給食メニューは公表できないメニューだそうです。なぜかといいますと、給食に関しては国からの補助はあるけれども、補助の対象となるには、給食のカロリーの基準値を満たさなければならないそうです。このメニューはカロリーの基準値を下回るので公表することができない、公表することによって補助金が打ち切られるとのことでした。

改善すべき点があるのではと感じているところです

また、先程、藤本さんからも話がありましたけれど、有機農産物を買いますかと聞くと、価格が1、2割高となると、買いますという返事が少なくなります。現状は安い野菜がいっぱいあるわけですが、それがどこから来ているかというところと冷凍を含め外国からの輸入となっています。

食農教育を実践する中で、現状分析等を含め、少しずつでも食の事を知る教育というのは地道だがやっていかなければならないし、農の現場にも立ち会っていかなければならないと思っています。

それから、林業についてでございますが、日本の建築物は木材の使用量が少なくなってきています。また、使っても外材を使うケースが増えています。このような中にありまして、林業は非常に厳しい状況となっているところでございます。何といたってもWTOとか経済の問題を話し合

っていないと、ただ有機栽培・特別栽培だからという問題では済まないと思っています。

福田（コーディネーター）

松井さん、今、間さんから農業環境政策の原点として消費者教育あるいは食農教育を根本的に変えないと今からの環境保全型農業なり農業への環境に配慮したあり方は変わらないのではないかという発言がありました。環境政策については藤本さんからありましたが、食農教育のところはどういったことをやっているかお話しいただきたい。

松井

農林水産省では食育と呼んでおりますけれど、あと地産地消の取組みということで、その土地で採れたものをその土地で消費するという運動を展開しています。

九州農政局においても、局内に体制を作り来年2月にも福岡において、地産地消・食育のイベントを行うよう計画しています。先程お話がありましたが、地道な取組みが必要であって、国としても当然認識を深め推進している。推進のあり方についてはいろいろご意見を伺いながら取り組んでいかないといけないと思っています。

福田（コーディネーター）

今日の話の中で、NPO法人は、バイオマスの資源のリンク役として機能しているという話がありましたが、こういうバイオマス資源をうまく利用しているという面で、本日、福田さんと中坊さんの両名が参加されています。生産者と消費者をつなぐ組織としてこれからもっと重要になってくると思いますが、NPO法人としての位置付けの重要性あるいはNPOじゃなくても大丈夫だよというような話ができればお願いします。

中坊

九州バイオマスフォーラムの一例ですと、NPO法人の会員は誰でもなれるということは法律で決められています。私たちの法人は、理事の中に大学の先生や農家の方、環境保全を取り組まれている方、建設などの事業所の方がおられ、理事会の中が一種のシンポジウムのようになっており質の高い議論がNPO内部でできていると思います。例えば、大学の研究者の場合は研究者の議論ですとデータとか調査の話で、良いデータが出たときに一体誰がそれをやるか、という話になり進まないが、NPOの場合は、理事の農家で試してみるとか、BDFの場合は事業者の協力を得てやってみるといった具合に、良い提案があれば即実行できます。行政はお金がないとできませんが、それぞれ皆さんボランティアで取りあえずやってみる、ただ、そこから先の事業を進めていくためにはお金が必要となり、NPOの事業の課題はいつもお金をどうするかにあります。NPOというといつも本業は何ですかと聞かれるが、NPOも企業と同じように収益を上げていける仕組みを作っていく必要があるのではないかと思います。

福田

私どもも組合員は、飲食業・旅館・スーパーと一般市民の方が参加しています。もちろん、廃棄物処理業者もおりますし建設会社もいます。ですから何かやる場合、すべて自前で伊万里市の中で活用できます。BDFも建設業者がおりますのですぐ活用できますし、地域通貨も生ゴミた

い肥と菜種油、BDFの担保がありますからガソリンスタンドや建設会社に行っても通貨はものと交換できるシステムになっています。ただ、これからいろんなNPO等が参加される場合、最初に地区の行政と十分話し合いをしてスタートした方が良いと思います。私たちは行政を待ちきれず見切り発車したため行政とのボタンの掛け違いを引きずっています。このような事をやっていると活動できないので、行政は市民と市民は行政とよく話し合っ始めることを、反省を込めてお勧めします。

福田（コーディネーター）

今の話で、地域の資源をどう活かしていくかというときに、地域の多様な人材が接触して知恵を出し行動を起こすということだろうと思います。最後に教訓として福田さんが言われたことは重要で、何らかのプロジェクトを立ち上げるときのスタート時点のプランニングの際、行政とのコンタクトも重要だろうと思います。時間がまいりましたので、一般参加者からのご発言があればお伺いします。

会場から

熊本在住 合志氏

すばらしいこの会議に出席させていただき感謝いたします。

農林水産業と食べ物と環境政策についてお話を伺いましたが、今おいしい作物がおいしくなくなっており、おいしい作物を取り戻す事が重要だと考えているところです。今、そのことの解決策について、悩んでいるところであります、国として、そういったことを解決できる施策を実施してほしいと思います。

また、社会は今環境問題に関心があり、環境保全についてはチャンスだと思っています。時間はかかるかもしれないが目的に向かって答えが出るような取り組みをお願いしたいと思っています。

さらに、有機農業とか特別栽培とかガイドラインを農林水産省で作ってもらいましたが、これを徹底していただくよう御指導をお願いします。生産者は利益が上がらなくては、本物の栽培に取り組むことはできません。国の支援を考慮していただくようお願いします。

今後も今回のような提案会を続けていってほしいと思います。

福田

最後に今までのディスカッションをまとめていただくような意見をいただきました。

今日、環境保全に向けた施策づくりをしていく上でも、農業生産サイドだけではとても解決しないということをお分かりいただけたと思います。消費者に対する教育というのが原点だという話もありました、これはより積極的に消費者に入ってもらって、NPOのようなリンクで資源循環ができていくということもお分かりいただけるだろうと思います。そういった実践者の方々から提案をいただきました。

国は大きな枠組みとしての政策をつくるでしょうが、実践は地域から始まるので、その連携がいかに取れるかというのが重要だということが改めて分かったのではないのでしょうか。

できればこういった政策提案が政策に結びつくことを期待し、パネルディスカッションを閉会します。